

## 市有建築物対策部会における検討状況について

## 公表対応の考え方について（案）

- 市有建築物において新たに吹付けアスベスト等が判明した場合の公表対応について、方向性を整理する。
- 他政令市等の公表対応状況について情報収集し、使用建材（レベル1、レベル2、レベル3）、市民利用の有無等により、下記の公表方法のうち、いずれで行うかを検討する。
- 公表方法等

## (公表方法の分類)

## ① 報道提供

- ・各施設管理部署にて、報道提供及び市 HP 掲載を実施（併せて議会に報告）

## ② ホームページ掲載

- ・HP 掲載は、環境共生課が管理する市のアスベストのページ「吹付け石綿（アスベスト）が含まれる市有建築物とその対策」において、一定期間分をまとめて更新(※)する。（併せて議会に報告）※概ね月ごとの結果を翌月末に掲載予定

## ③ 非公表

- 報道提供は、分析結果によりアスベストの含有が判明（確定）した後、速やかに実施する。また、事前に環境共生課と調整のうえ、公表する。
- 基本的には上記分類で対応するが、事案によっては、建築物の状態に応じて、下記の内容を示す。

建築物の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建材が露出しており、劣化が見られる状態のもの</li> <li>・建材が露出していない状態のもの又は建材が露出しているが劣化が見られないもの等</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使用継続等の有無</li> <li>・気中測定の実施予定等</li> </ul>